

住居表示の手引

—鷺山〇〇地区用—

岐阜市

はじめに

住居表示に関する法律にもとづく住居表示事業は、私たちの住所の表し方を合理的で分かりやすい方法に改めるという事業です。

しかし、住所の表し方を改めるということは、私たちの生活にとってきわめて身近な問題であるだけに、どんな良い制度であっても、市民の皆さまのご理解とご協力がなければ十分な効果を上げることができません。

そこで、この「住居表示の手引」には、住居表示事業の目的や内容について概要をのせました。

住みよい町づくりのため、本事業をご理解いただければ幸いです。

も く じ

1. 新しい住居表示について	1
2. 新しい住居表示の必要性	2
3. 新しい住居表示のしかた	2
i 町の境界をわかりやすく適正な大きさに	
ii 街区符号とは<表示は○番>	
iii 住居番号とは<表示は○号>	
4. 土地の地番は	5
5. 戸籍の本籍は	6
6. 住居表示が実施されると	7
i 皆さまのお宅にお届けするもの	
ii 無料「はがき」の利用について	
7. 実施後の手続きは	9
i 市役所で変更するもの	
ii 皆さまで変更していただくもの	
iii 証明書の無料発行	
8. 新築・改築したときは、届出が必要です	10
i 地番が住所ではありません	
ii 建築確認申請とは別に届出が必要です	
iii 建て替え等により住居番号が変わることもあります	
iv 届出に必要なもの	
9. 実施後、町に街区表示板や案内板を設置します	12
10. この事業の進めかた	13

1. 新しい住居表示について

「何町の何番地はどのあたりでしょうか？」と人に尋ねられることがあります。 「あの角を曲って、二つ目の路地のあたりです。」と答えたり、地図を見て「ここです。」とすぐに指さしたりできる人はいるでしょうか？

たいていの場合、何人も聞き、探し回っても意外な場所にあたり、地図を見ても探すのに苦労したりすることはないでしょうか。

じつは岐阜市には、町、大字合わせて2000以上もあり、さらに大きい町、小さい町が入り混じってもあります。あまりに多すぎて目的の町がどこにあるか、わからないといったことが起こってしまうことがあります。さらに大字の何千番地のように広すぎて番地ではわかりにくい状況になっていることもあります。

これは、明治4年に土地の所有者から税金を納めてもらうため土地に番号をつけていった地番を慣習的に住居を表す方法として使っていたことが原因です。

さらに町境界についても、目に見える道路や水路が境であることは少ないため、どこまでがその町なのかわからない状態になっています。このような、町界や地番の混乱は警察や消防を呼ぶときなど、一刻を争う状況において大事にいたる原因になります。また、郵便などの荷物の配達が遅れたり、間違っって配達されたり、ときには届かないなど、日常生活にいろいろと不便や障害が生じてしまいます。

2. 新しい住居表示の必要性

こうした問題を解決するため、昭和37年5月に「住居表示に関する法律」がもうけられました。

この法律による新しい制度では、今までの番地の代わりに「街区符号」と「住居番号」を用いることにより、住所が日常生活に合った合理的でわかりやすい表記になります。全国的に多くの都市でこの制度による住居表示が実施され、岐阜市では「昭和48年度」から順次実施しております。

3. 新しい住居表示のしかた

i 町の境界をわかりやすく適正な大きさに

一見して町の境界がわかるよう、道路、河川、鉄道などで区切ります。また、一つの町の大きさをその地域の状況、建物の密集度、将来性などを考えて30,000㎡～120,000㎡（1万坪～4万坪）の大きさにします。

街区方式によって住居表示をしようとする場合は、町（字）の区域の合理化に努めることになっています。

岐阜市では町（字）の区域の合理化のため、新しい町を設け住居表示を実施してきました。

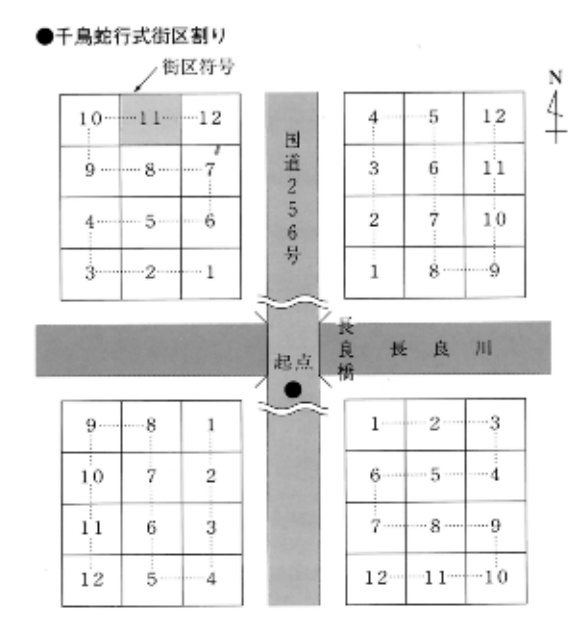
しかし、今回の地域は、公図が現況と一致していないため、道路、河川、水路等恒久的施設の側線が土地の筆界と一致していない、さらに側線を地番によって確認することが現状できていないなどの事

情から町（字）の区域の合理化、つまり新しい町を設けることができません。そこで、新しい町を定めることなく住所をわかりやすくする必要があります。

ii 街区符号とは <表示は○番>

市内の町の区域内を町の境に準じて道路、鉄道又は軌道の線路、その他の恒久的な施設又は河川、水路等を境にして区切られた区画を「街区」といいます。岐阜市の場合、住居表示で番号をつける場合（町の名称の一部である何丁目など）、長良橋南詰を起点としおり、下の図のように起点に近い方から順序よく番号をつけます。街区ごとに付けた番号を「街区符号」といい「番」で表します。

通常、街区符号は「1番」のように数字のみを用いますが、この地域は文字＋数字で街区符号をつけることにより（例「○○3番」）、新しい町を定めるのと同様に住所をわかりやすくする手法を使用します。

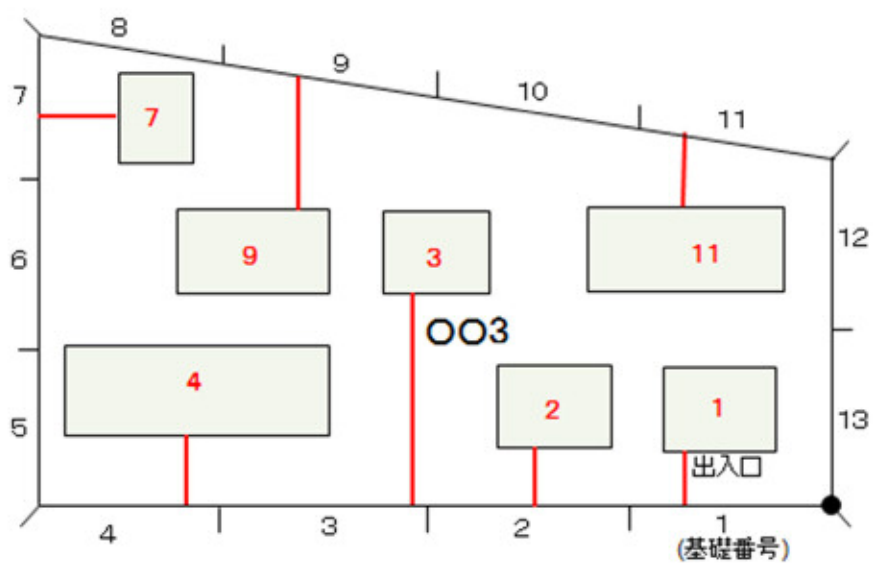


iii 住居番号とは <表示は〇号>

下の図のように、一つの街区の回りを起点に近い街区の角から右回りに、一定間隔に区切ってつけた番号を「基礎番号」といい、建物の主な出入り口の接する基礎番号をその建物の「住居番号」として「号」で表します。

○ 住居番号のつけかた（街区方式による）

（住居表示の一例）



起点

◎ 住所の表しかたは次のようになります

(例)

実 施 前	岐阜市 鷺山 1769番地2
実 施 後	岐阜市 鷺山 ○○3番 11号 ↓ ↓ ↓ 町(字)名 街区符号 住居番号
略記する場合	岐阜市 鷺山 ○○3-11

(例) <3階建て以上の共同住宅>

実 施 前	岐阜市 鷺山 1769番地2
実 施 後	岐阜市 鷺山 ○○3番 11-305号 ↓ ↓ ↓ (部屋番号) 町(字)名 街区符号 住居番号
略記する場合	岐阜市 鷺山 ○○3-11-305

4. 土地の地番は

住居表示が実施されると、皆さまの住所は新しい方式によって表示されますから、今まで住所として使っていた地番は、本来の用途である土地、建物の登記上の表示等に使用されることとなります。

(例) 岐阜市大字鷺山字中洗 1769番2 (変更ありません)

5. 戸籍の本籍は

本籍は原則土地登記簿に記載された地番号で表記しますが、住居表示実施区域内については、街区符号で表記することが認められています。

今回の住居表示では、地番号に変更はありませんので、自動的に本籍を変更することはありません。

ただし、住居表示実施後に転籍届を出すことにより、街区符号で本籍を表記することができます。

この場合、本籍の表示は下記のとおりとなります。

例えば

転籍前本籍 (例) 岐阜市鷺山 1769番地2

転籍後本籍 (例) 岐阜市鷺山 ○○3番

以上いろいろご説明しましたが、説明例を表にしますと次のようになります

住 所	実 施 前	岐阜市 鷺山 1769番地2
	住 居 表 示	岐阜市 鷺山 ○○3番 11号
土地の表示	実 施 前	岐阜市 大字鷺山字中洙 1769番2
	実 施 後	岐阜市 大字鷺山字中洙 1769番2
本 籍	実 施 前	岐阜市 鷺山 1769番地2
	実 施 後	岐阜市 鷺山 1769番地2
	転籍した場合	岐阜市 鷺山 ○○3番

6. 住居表示が実施されると

○新しい住居表示になると次のような利点があります

- ・消防車、救急車、パトカーなどが早く目的地に到着できます。
- ・郵便物、小荷物、電報など配送業務の誤配遅配が少なくなります。
- ・町の外からの訪問者が目的の建物や人をさがしやすくなります。

○自治会について

自治会は皆さまの意志によって作られたものですから、町の境や町名が変更になってもその存続は皆さまの意思によります。商店会、神社の氏子等も同様です。

○住所変更による費用の負担について

住所変更による費用（住所変更にかかる諸手数料、名刺、ゴム印、看板など）については、岐阜市では負担できません。

○新しい住所で

住居表示が実施された後は、ご自身の住所を書く場合は、新しい住所をお使ください。また、知人や取引先にもお知らせいただいで、地域の方々はもちろん地域外の方も新しい住所を使用していただきますようお願いいたします。

i 皆さまのお宅へお届けするもの

1 住居番号決定通知書

・皆様の住所がどう変更になったかお知らせするものです。

2 住居表示対照案内図

・町名・街区符号・住居番号など新旧の住所の入った地図です。

3 住居表示パンフレット

・住居表示についてのご案内のパンフレットです。ご一読ください。

4 変更登記のしおり

・土地・建物・商業法人登記の住所変更等の手続きのしおりです。

5 無料「はがき」(通知用)

6 そのほか連絡通知文等

ii 無料「はがき」の利用について

新しい住所を、親せきや知人、取引先等へお知らせいただくために、1世帯50枚の無料はがきを配布します。新しい住所、お名前、あて先を記入の上、郵便局又はポストへ回収用封筒に入れてお出しください。通知先が多数ある場合は、追加でお渡しできますので市役所の担当までお申し出ください。

7. 実施後の手続きについて

i 市役所で変更するもの

住民票、戸籍附票、印鑑登録、国民年金、国民健康保険、市税関係、選挙人名簿、学齢簿といった公簿などは岐阜市で書き換えをいたします。

ii 皆さままで変更していただくもの

別紙一覧表をご覧ください。

iii 証明書の無料発行

手続き等に「住居表示変更証明書」が必要な場合は、市役所市民課または各事務所にて無料で何枚でも発行いたします。

住居表示の実施に伴う登記手続の変更をする場合は、上記の証明書を添付すれば登録免許税が免除されます。

8. 新築・改築したときは、届出が必要です

住居表示が実施されている地域で建物を新築又は改築した場合は「住居表示に関する条例」により、市民課または各事務所へ「建物等新築届」という届出をすることになっています。届出がないと、住所が決められず、住民異動の手続きができませんのでご注意ください。

i 地番が住所ではありません

住居表示が実施されている地域では、土地の地番を住所として使うことはできません。届出をされないと住所が決められません。間違った住所を使うと訂正に多額の費用を要することがありますので、名刺等を作るときはご注意ください。

ii 建築確認申請とは別に届出が必要です

この届出は、建築基準法に基づく建築確認申請とは全く別の手続きです。

iii 建て替え等により住居番号が変わることもあります

住居番号は、建物の出入口の位置によって決まります。建て替え等により、出入口の位置が変わりますと住居番号も変更になることもありますのでご注意ください。

iv 届出に必要なもの

建物等新築届

平面図 … 建物の間取り(玄関の位置)がわかるもの

配置図 … 敷地のどこに建物が建っているかわかるもの

敷地の位置・地番がわかるもの … 借地契約の契約書など

記入例

第1号様式

建築物等新築届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 岐阜市長

〒500-8701

住所 岐阜市今沢町18番地

氏名 甲野太郎

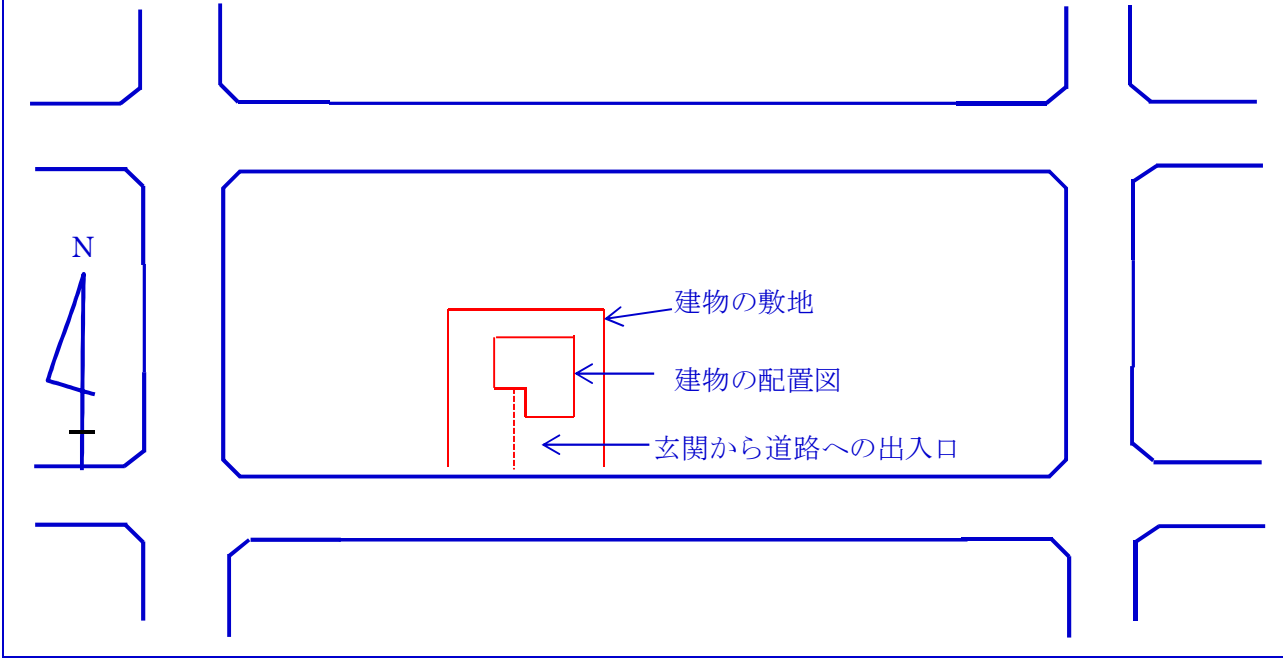
(電) (058) 〇〇〇-〇〇〇〇



岐阜市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおりお届けします。

建築物の表示	所有者 管理者の氏名	甲野太郎
	所在地 (仮換地番号)	岐阜市 鷺山于呂 1769番地2 (〇〇町1)
	構造	木造 鉄筋(骨) モルタル その他 2階建
	用途	住居 事務所 店舗 工場 共同住宅 その他
	完成	平成〇〇年〇〇月〇〇日

建物の平面図及び主な出入口から道路までの位置の略図を書いてください。

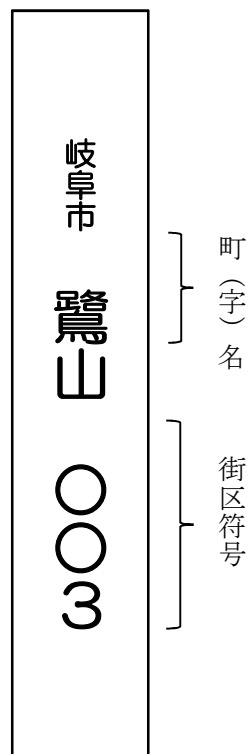


※平面図・配置図・字絵図(仮換地図)を添付すること。

9. 実施後、町に街区表示板などを設置します

街区表示板

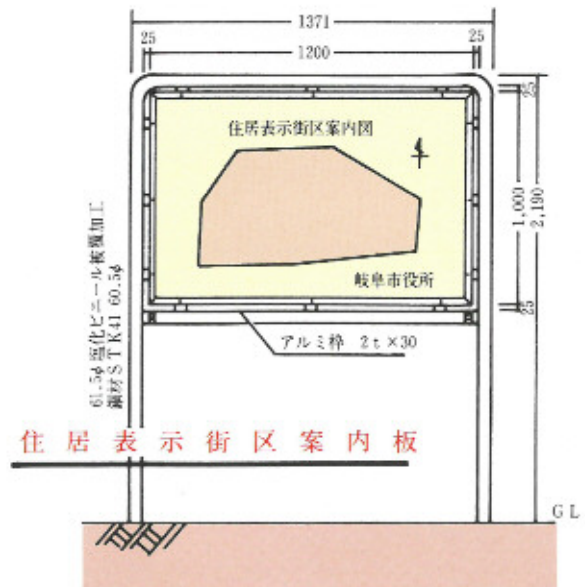
主に各街区の角の電柱や塀に町名と街区符号を表示した街区表示板を取り付けます。



住居表示街区案内板

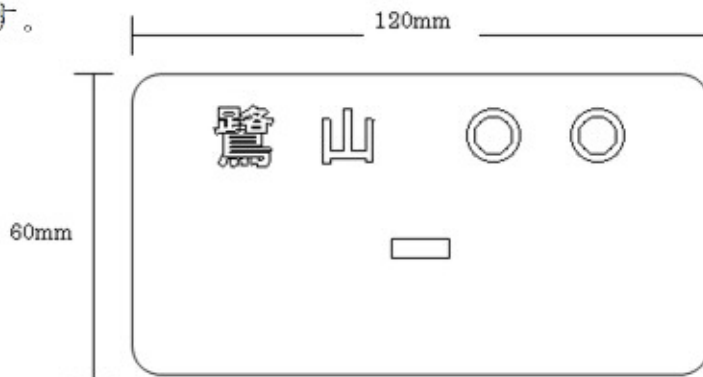
区域の中に、住居表示の範囲を表示した案内板を必要に応じて取り付けます。

(単位：mm)



住居番号表示板

皆さまの家の玄関門柱などで道路から見やすいところに取り付けます。



10. この事業の進めかた

住民の皆さまのご理解とご協力が必要です

住所は、私たちの日常生活や社会生活に密接に関係しています。この事業を進めるためには、皆さまの意見をできるだけ取り入れ、事業を実施していきたいと考えております。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

住居表示実施前に調査を行います

市では、住居表示実施に伴って、あらかじめ皆様の住所、世帯主の氏名、建物の位置、主な出入口などの調査のため係員がお伺いします。その際は、何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

◎住居表示についてのお問い合わせは

〒500-8701

岐阜市今沢町18番地

岐阜市役所市民課住居表示係

☎ 〈058〉 214-2853